

## 低炭素建築物の新築等計画に係る技術的審査料金規程

1. 一般財団法人日本建築総合試験所（以下「法人」という。）が行う低炭素建築物の新築等計画に係る技術的審査料金の額は、下記表に掲げる額とする。

（消費税等 10%を含む）

用途	審査対象	(い) (ろ)～(に)以外	(ろ) 法人で同時 期に確認申 請を行う場 合	(は) 法人で同時期 に設計住宅性 能評価を行う 場合	(に) 法人で同時期 に確認申請及 び設計住宅性 能評価を行う 場合
共同住宅等	建築物全体のみ	330,000 円 +2,200 円×全住戸数	(い)料金 ×0.8	(い)料金 ×0.6	(い)料金 ×0.5
共同住宅を含む 複合用途建築物	建築物全体のみ	330,000 円 +2,200 円×全住戸数…(a) +22 円×非住宅部分延べ面積…(b)	(い)料金 ×0.8	330,000 円 + (a)×0.6 + (b)×0.8	330,000 円 + (a)×0.5 + (b)×0.7
建築物 非住宅	建築物全体	330,000 円 +22 円×延べ面積*	(い)の料金 ×0.8	/	/
非住宅部分 複合建築物の	非住宅部分	330,000 円 +22 円×延べ面積*	(い)の料金 ×0.8	/	/
住宅部分 複合建築物の	住宅部分	330,000 円 +2,200 円×全住戸数	(い)料金 ×0.8	(い)料金 ×0.6	(い)料金 ×0.5

※ 延べ面積…単位：㎡、100 ㎡未満切り捨て。

2. 住宅の計画を変更する場合で、当該計画の変更に係る直前の適合証を法人から受けている場合の料金は、上記表各料金の 2 分の 1 の額とする。

（附則）

この規程は、2013年 2月 1日より施行する。

この規程は、2014年 4月 1日より施行する。

この規程は、2019年10月 1日より施行する。

この規程は、2021年 4月 1日より施行する。

この規程は、2022年10月 1日より施行する。